



保険・年金

Insurance and pension

国民健康保険

市川三郷町町民課
三珠庁舎／住民サービス係
六郷庁舎／住民サービス係

■加入する方

職場の健康保険、各種共済組合に加入している方とその家族や生活保護を受けている方以外のすべての方は国民健康保険の加入者となります。

■保険証・国民健康保険高齢受給者証

平成17年9月中に市川三郷町の保険証・高齢受給者証をお届けします。(平成17年10月1日から使用するもの)

■保険税

平成18年度から税率を統一します。

■保険税の納期

[国民健康保険税]

期 別	納 期
1 期	7月1日～ 7月31日
2 期	8月1日～ 8月31日
3 期	9月1日～ 9月30日
4 期	10月1日～10月31日
5 期	11月1日～11月30日

期 別	納 期
6 期	12月1日～12月25日
7 期	1月4日～ 1月31日
8 期	2月1日～ 2月 末日
9 期	3月1日～ 3月31日





保険・年金

Insurance and pension

■届 出

世帯及び世帯員に異動があった場合は必ず14日以内に届出をしてください。

	こんな時は届出を	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入するとき	町外から転入したとき	印鑑
	職場の健康保険を脱退したとき	資格喪失証明書（職場の健康保険の喪失日がわかる証明）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	扶養からはずれた日がわかる証明書、印鑑
	子供が生まれたとき	母子手帳、印鑑、口座が確認できるもの
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国民健康保険を脱退するとき	町外に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に入ったとき	国保の保険証、職場の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑、口座が確認できるもの（喪主の）
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
そ の 他	転居・氏名変更・世帯主変更・世帯合併・世帯分離をしたとき	保険証、印鑑
	就学で他市町村に住むため、別の保険証が必要なとき	保険証、在学証明書、印鑑
	退職者医療制度の対象になったとき	保険証、年金証書（加入期間が記載されているもの）、印鑑
	退職者医療制度の対象でなくなったとき	保険証、収入の証明書など、印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人の身分を証明するもの（運転免許証、パスポートなど）、汚れて使えなくなった保険証、印鑑

■出産育児一時金、葬祭費

出産育児一時金／30万円 ・ 葬祭費／3万円



保険・年金

Insurance and pension

老人保健・老人医療

市川三郷町町民課
三珠庁舎／住民サービス係
六郷庁舎／住民サービス係

証の種類	対 象 者	9月30日までの間	10月1日以降
老人保健法 医療受給者証	医療保険に加入している75歳以上の方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）又は65歳以上で一定以上の障害がある方	旧町で交付されている老人保健法医療受給者証をそのまま使用してください	市川三郷町の老人保健法医療受給者証を使用してください
㊤老人医療 費受給者証	医療保険に加入している68・69歳（所得制限以下の方）4月1日以降の該当者は非課税世帯の68・69歳の方になります	旧町で交付されている㊤老人医療費受給者証をそのまま使用してください	市川三郷町の㊤老人医療費受給者証を使用してください。10月からの該当者には、9月中にハガキでお知らせします

10月1日から使用する受給者証は、9月30日までの間に各家庭に配達記録郵便で郵送します。現在使用している各受給者証は、各自において破棄してください（10月1からは使用できません）。

※所得の見直しなどにより受給者証が変更になる場合は、お知らせします。

国 民 年 金

市川三郷町町民課
三珠庁舎／住民サービス係
六郷庁舎／住民サービス係

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。

■国民年金加入の対象となる方

第1号被保険者	自営業、農林業、学生など（厚生年金や共済組合に加入していない方）	加入手続きが必要です
第2号被保険者	会社員や公務員など（厚生年金保険、共済組合に加入している方）	加入手続きは不要です（勤務先で行います）
第3号被保険者	会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者 ※会社員や公務員の配偶者でも、自分で事業を営んでいたり、パート勤めをして一定額以上の収入がある場合は、1号被保険者になります。	加入手続きは不要です（配偶者の勤務先で行います）

※次のような方は、希望により国民年金に加入できます。（任意加入被保険者）

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ②海外に住所のある20歳以上65歳未満の日本人



保険・年金

Insurance and pension

申請免除

所得が低いなど経済的な理由や失業などで、保険料を納めるのが困難な方は、申請して認められると保険料が免除されます。(全額免除・半額免除があります)

学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下の場合、申請により、在学中の保険料が後払いできます。

30歳未満の保険料納付猶予制度

平成17年4月から実施の新制度

世帯主の所得は関係なく、30歳未満の被保険者本人、配偶者のみの所得で判断され、認められると保険料が後払いできます。

※いずれの免除、猶予制度も10年以内に追納することができます。(3年目からは当時の保険料に加算金が上乗せされます)

■こんな場合は、届出を

手続きには、年金手帳や必要な書類がありますので、事前に社会保険事務所や町の国民年金担当にお尋ねください。

こんなときは届出を		手続きに必要なもの
転入・転出(第1号被保険者)		年金手帳・印鑑
加入手続き 第1号被保険者	20歳になったとき	社会保険事務所から送付されてきた届出書 口座振替用の預金通帳・届出印
	会社を退職したとき	資格喪失証明書(退職証明書など)・年金手帳 口座振替用の預金通帳・届出印
種別変更手続き 3号被保険者→1号被保険者	配偶者が会社を退職したとき	資格喪失証明書(退職証明書など)・年金手帳 口座振替用の預金通帳・届出印
	配偶者の扶養からはずれたとき	資格喪失証明書(退職証明書など)・年金手帳 口座振替用の預金通帳・届出印
保険料を納めるのが 困難なとき	国民年金保険料免除申請	印鑑
	学生納付特例制度の申請	学生証または在学証明書など・印鑑
	30歳未満 保険料猶予制度の申請	印鑑
その他	年金手帳再交付申請	印鑑
受給について	国民年金のみ加入者の 老齢年金請求	住民票等…窓口でお尋ねください
	障害基礎年金受給者が 亡くなったとき	年金証書他…窓口でお尋ねください

※年金受給などの手続きは、個人差がありとても複雑なものです。必要書類なども個人で違ってきますので、窓口または竜王社会保険事務所にお尋ねください。

竜王社会保険事務所 甲斐市名取347-3 TEL 055-278-1104(代)